

公売保証金振込通知書兼払渡請求書

次の売却区分番号に係る公売財産の入札又は買受申込みを行うに当たって、公売保証金を金融機関への振込みにより納付しました。

入札又は買受申込みを行う 公売財産の売却区分番号								
公売保証金振込者名 ① 公売保証金の振込者名と 入札者又は買受申込者は、同 一の者でなければならない。 ② 法人の場合は、その所在 地、名称及び代表者名を記載 してください。	住所又は所在地	電話番号						
	フリガナ							
	氏名又は名称							
	フリガナ							
	代表者名							
公売保証金の返還請求 入札者又は買受申込者本人 の口座を記載してください。	公売保証金の返還事由が生じたときは、この保証金については、次の口座への振込みによる返還を請求いたします。							
	フリガナ							
	氏名(名称)							
	振込先の金融機関名	銀行・組合 金庫・農協・漁協		本店・本所 支店・支所				
	預貯金の種別	普通・当座・貯蓄・通知・別段						
口座番号								
整 理 欄	受理年月日	令和	年	月	日	取扱者印		備考欄
	受付(振込 確認)年月日	令和	年	月	日	取扱者印		
	払出年月日	令和	年	月	日	取扱者印		
	支払年月日	令和	年	月	日	取扱者印		

(注) 入札者又は買受申込者は、太い枠内を必ず記載してください。

金融機関の証明書(振込金受領書)の貼付箇所

公売保証金を指定の金融機関の口座に振り込んだ旨の証明として、振込みを依頼した金融機関から交付を受けた「振込金受領書」の原本を、この枠内に貼り付けて提出してください(インターネットにより振込みを行ったため、「振込金受領書」がない場合には、振込時間、振込依頼人、振込先口座、振込金額等がわかる画面を「振込受領書」とみなしますので、当該画面を印刷し、担当区役所に提出してください。)
なお、貼付けに当たっては、剥がれないように確実に貼り付けしてください。
また、振込みに当たっては、金融機関の注意事項をよく読んで、間違いのないようにお願いします。

公売保証金の振込みについての注意事項

- 1 公売保証金振込通知書兼返還請求書は、入札又は買受申込みを行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 公売保証金振込者は、公売の入札者又は買受申込者でなければなりません。
※ 公売保証金振込者と入札者又は買受申込者とが異なる場合は、入札又は買受申込みが無効となります。
- 3 公売保証金は、公売実施区の区長が定める期間までに、指定の金融機関の口座に入金済とされていないなければなりません。
なお、振込手数料については、入札者又は買受申込者の負担となります。
※ 区長が定める期間までに、指定の金融機関の口座への入金を確認できない場合は、入札又は買受申込みができませんので、振り込みは、なるべく「電信」又は「至急扱い」としてください。
- 4 この書類を提出した場合は、記載された売却区分番号に係る公売財産の公売保証金を現金等により納付したことの証明となります。
なお、公売保証金は、納付後、その取消し又は変更ができませんので、注意してください。
※ 誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて買受申込み予定の公売物件に係る公売保証金を振り込んでください。
なお、誤って振り込んだ公売保証金につきましては、後日返還します。
- 5 最高値申込者にならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「公売保証金の返還請求」欄に記載された金融機関の口座への振込みにより返還します。
※ 公売保証金は買受申込者に返還しますので、「公売保証金の返還請求」欄に記載する預金口座は、買受申込者本人名義の口座を誤りないように記載してください。
- 6 公売保証金の振込先は、公売実施区の税務課にお問い合わせください。

公売保証金振込通知書兼払渡請求書

記載例

次の売却区分番号に係る公売財産の入札又は買受申込みを行うに当たって、公売保証金を金融機関への振込

入札又は買受申込みを行う 公売財産の売却区分番号		横 一 1							
公売保証金振込者名 ① 公売保証金の振込者名と 入札者又は買受申込者は、同 一の者でなければならない。 ② 法人の場合は、その所在 地、名称及び代表者名を記載 してください。	住所又は所在地	横浜市中区本町六丁目50番 電話番号 045-●●●●-●●●●							
	フリガナ	カブシキガイシャ ●●フドウサン							
	氏名又は名称	株式会社 ●●不動産							
	フリガナ	ヨコハマ タロウ							
代表者名	横浜 太郎								
公売保証金の返還請求 入札者又は買受申込者本人 の口座を記載してください。	公売保証金の返還事由が生じたときは、この保証金については、次の口座への振込みによる返還を請求いたします。								
	フリガナ	カブシキガイシャ ●●フドウサン							
	氏名(名称)	株式会社 ●●不動産							
	振込先の金融機関名	●●	銀行・組合	●●	本店・本所				
	預貯金の種別	普通・当座・貯蓄・通知・別段							
口座番号	1	2	3	4	5	6	7		
整 理 欄	受理年月日	令和	年	月	日	取扱者印			
	受付(振込 確認)年月日	令和	年	月	日	取扱者印			
	払出年月日	令和	年	月	日	取扱者印			
	支払年月日	令和	年	月	日	取扱者印			

必ず、連絡先として電話番号を記載してください。

(注) 入札者又は買受申込者は、太い枠内を必ず記載してください。

金融機関の証明書(振込金受取書)の貼付箇所

公売保証金を指定の金融機関の口座に振り込んだ旨の証明として、振込みを依頼した金融機関から交付を受けた「振込金受領書」の原本を、この枠内に貼り付けて提出してください(インターネットにより振込みを行ったため、「振込金受領書」がない場合には、振込時間、振込依頼人、振込先口座、振込金額等がわかる画面を「振込受領書」とみなしますので、当該画面を印刷し、担当区役所に提出してください。)
なお、貼付けに当たっては、剥がれないように確実に貼り付けしてください。
また、振込みに当たっては、金融機関の注意事項をよく読んで、間違いのないようにお願いします。

公売保証金の振込みについての注意事項

- 公売保証金振込通知書兼返還請求書は、入札又は買受申込みを行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 公売保証金振込者は、公売の入札者又は買受申込者でなければなりません。
※ 公売保証金振込者と入札者又は買受申込者とが異なる場合は、入札又は買受申込みが無効となります。
- 公売保証金は、公売実施区の区長が定める期間までに、指定の金融機関の口座に入金済とされていないなければなりません。
なお、振込手数料については、入札者又は買受申込者の負担となります。
※ 区長が定める期間までに、指定の金融機関の口座への入金を確認できない場合は、入札又は買受申込みができませんので、振込みは、なるべく「電信」又は「至急扱い」としてください。
- この書類を提出した場合は、記載された売却区分番号に係る公売財産の公売保証金を現金等により納付したことの証明となります。
なお、公売保証金は、納付後、その取消し又は変更ができませんので、注意してください。
※ 誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて買受申込み予定の公売物件に係る公売保証金を振り込んでください。
なお、誤って振り込んだ公売保証金につきましては、後日返還します。
- 最高値申込者にならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「公売保証金の返還請求」欄に記載された金融機関の口座への振込みにより返還します。
※ 公売保証金は買受申込者に返還しますので、「公売保証金の返還請求」欄に記載する預金口座は、買受申込者本人名義の口座を誤りないように記載してください。
- 公売保証金の振込先は、公売実施区の税務課にお問い合わせください。